

生食輸発1012第1号
平成28年10月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産プロポリスのクロラムフェニコール、カナダ産プロポリスのクロラムフェニ
コール、タイ産にがうりのメタラキシル及びメフェノキサム、中国産養殖えびのフラゾリ
ドン及びチリ産ぶどうのプロフェノホス)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正：平成28年10
月7日付け生食輸発1007第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、米国産プロポリス加工品において食品衛生
法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について食品衛生法違反の可能性
を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上
記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下
記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からタイ産にがうりのメタ
ラキシル及びメフェノキサムの項を削除し、別表第3からカナダ産プロポリスのクロラ
ムフェニコールの項、中国産養殖えびのフラゾリドンの項及びチリ産ぶどうのプロフェ
ノホスの項を削除し、検査強化日より一年間が経過したことから、同通知の別表第2か
らカナダ産プロポリスのクロラムフェニコールの項を削除し、別表第3からタイ産にが
うりのメタラキシル及びメフェノキサムの項を削除するので、御了知の上、関係業者等
への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・ 地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成28年10月12日	米国	プロポリス及びその加工 品(簡易な加工に限る。)	クロラムフ ェニコール	MONTANA GUARDIAN,LTD.